

学校いじめ防止対策基本方針

1 学校教育目標 「ウェルビーイングを実現する生徒」の育成

2 学校経営目標

- 夢や志を持ち、前を向いて挑戦し続ける生徒
(学びに向かう力、自己肯定感)
- 自ら考え、自ら決断し、自ら行動する生徒
(知識・技能)
- これからの中時代を生き抜くために、創造性豊かに行動する生徒
(思考・判断・表現)
- 自他を認め、思いやりをもって他と関わり合う生徒
(人間性、自己効力感)

<重点>

- 「居がい」…自身の存在意義を感じ、成長を実感できる“学校生活”
- 「学びがい」…学習課題に粘り強く取り組み、学びの質を深める分かる“授業”
- 「やりがい」…仲間と協力し合い、目標に向かって挑戦する“集団活動”
- 「連携」…保護者・地域との連携を深め、生徒の成長を支える“開かれた学校”

いじめ防止等対策委員会

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭
その他校長が必要と認める者(担任、部活動顧問等)

拡大いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策委員、PTA代表、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会
関係機関代表

3 いじめ防止等の基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為だが、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。いじめられた子どもは心身ともに傷つき、その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもがそのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなるため、いじめを未然に防止することが最も重要である。そのために「いじめを許さない」学校風土作りに力を入れていく。

4 いじめ防止等のための対策

1) いじめの未然防止

- ・「それはおかしい」と言える学級づくりを全職員で指導する。
- ・生徒の様子を観察したり、声掛けをしたりして相談できる雰囲気を保つ。
- ・スタディプラン等の交換日記を利用し、生徒とのコミュニケーションを図るとともに、生徒が相談できる人間関係を構築する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、十分注意を払い、いじめに該当するかを判断する。
- ・朝・帰りの会、給食時に複数の教員が学級に入るなど、学年全体で見る。

2) いじめの早期発見・早期対応

①アンケートの実施

- ・定期的(毎月)に学校生活向上アンケート調査を実施して実態把握に努める。実施に当たっては、いじめを許さないという雰囲気をつくるために全学級で時間をそろえて実施し、全員に時間いっぱい取り組ませることにより生徒が記述しやすい環境を作る。

②相談体制の整備

- ・担任や学年部職員等による教育相談を年3回、毎学期実施する。
- ・毎月の学校生活向上アンケートに教育相談機能を設ける。
- ・その他の相談は必要に応じて隨時行う。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・情報モラル教育の充実に努める。
- ・スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を禁止する。
- ・ネット安心安全講座を実施する(11月末あたりに講座を実施予定)。
- ・Chromebookの活用に伴い、情報リテラシー教育の充実にも努める。

④関係機関と連携したいじめ未然防止教育の推進

- ・SOSの出し方教育の実施(教育推進課)
- ・すそのんほっと相談の実施(教育支援センター相談室)
- ・SC、SSW、ふれあい、学校支援員等と協働し、必要に応じて関係機関と連携を図る

3) 人権教育の推進

①道徳教育の充実

- ・生徒の心の内面を育てていくための話し合いを基本とした道徳の時間の充実を図り、自己の生き方についての考えを深める。
- ・全ての教育活動において道徳教育の充実を図る。

②人間関係づくりプログラムの実施

- ・年間の指導計画を立てて実践していく。
- ・学級活動年間計画に人間関係づくりプログラムを組み込む。

③人権意識の向上

- ・人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付ける。
- ・生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくり。

4) 生徒の自主的活動の場の設定

①生徒会活動の充実

- ・縦割り活動や自主的、実践的活動を通して、ともに支え合う望ましい集団づくりをめざす。
- ・生徒会を通じて、自治的能力やリーダーシップ等の育成を図る。
- ・生徒総会や専門委員会活動の中に、いじめのない明るく楽しい学校づくりを趣旨とする取組や活動を取り入れる。

②学級を基盤とした人間関係づくり

- ・正義を堂々と語る集団、正当な意見が通常の世論として存在している集団を形成する。
- ・学級に生ずる諸問題を解決する経験を積む。
- ・学級の状態を把握し、人間関係づくりのスキルを理解・習得する。

5) 保護者や地域への啓発

- ①PTAの各種会議や懇談会等で、実態や指導方針などの情報を提供する。
- ②HPや学校・学年・学級だより等による広報活動を積極的に行う。
- ③携帯電話やPC等の使用について、保護者の協力を呼びかける。
- ④ネット掲示板等への書き込み等について、保護者への啓発活動を行う。
- ⑤いじめ防止対策関係の外部機関を紹介する。
- ⑥挨拶運動や登下校指導をPTAや地域住民等と連携して行う。
- ⑦小学校と定期的に情報交換を行い、日頃の教育実践に生かす。
- ⑧ネット安心安全講座の内容や生徒の感想を伝える。

6) いじめに関する教職員の研修

- ①いじめ防止対策に係る研究協議等を計画的に実施する。
- ②「報・連・相」と複数の教職員による確認体制を徹底する。
- ③学校として配慮が必要な生徒についての対応を全職員で共有する。

7) いじめへの対応

- ①正確な事実の収集(発見・通報を受けた場合には、複数での聞き取り等を行う)
- ②聞き取った情報は学年主任と生徒指導主事に報告。
- ③生徒指導主事は管理職に報告し、指導方針の決定(対策委員会の招集等)
- ④朝打ちでの報告を行い、情報の共有を行う。
- ⑤いじめを受けていた被害生徒、保護者への報告と支援。
- ⑥いじめた生徒への指導、保護者への説明と協力依頼。
- ⑦集団への指導(個人が特定されない配慮をする)
- ⑧いじめ防止のための継続した指導。解消されるまでの追跡調査。

☆重大事態が発生した場合には、裾野市教育委員会に報告し指示に従う。